<u>SEINENHORITSUKA</u>

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section N646 2024·12·25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 $\mathbf{\triangle}$ 03 (5366) 1131 代 FAX 03 (5366) 1141 青法協HP http://www.seihokyo.jp

福井事件の再審開始決定の確定と再審無罪に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 吉川健司
旧優生保護法被害弁護団 最高裁判決後の動きについて	山田いずみ
甲府市職員の過労自殺についての甲府地裁の原告勝訴判決 (令和6年10月22日・確定) — 非現業・一般職公務員の勤務時間管理の問題—	…松丸 正
馬塲亮治 特定社会保険労務士第二スラップ事件 勝利判決	… 笹山尚人
〈シリーズ:憲法と私⑫〉 憲法28条と私	…安藤 輔
第18回人権研究交流集会が開催されました	
【議長トーク】「平和への権利・東京宣言の採択」	… 笹山尚人
〈「虎に翼」私の感想〉 シスターフッドが繋いだ家制度の廃止	…太田啓子
青法協70周年記念報告集 発刊の紹介	… 笹山尚人
■ 日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞を歓迎するとともに、日本	

政府に対し、核兵器禁止条約の批准及び被爆者に対する国家補償を求める決議



長崎・ハウステンボス

福井事件の再審開始決定の確定と

網部

吉川

事件の概要と 第二次再審請求までの経過

せるため、全国の支援をお願いします。

を求める市民の声がもたらしたものだといえます。

再審公判において、速やかに無罪判決を確定さ

断念の発表があり、

再審開始決定が確定しました。

この結果は、直近の袴田事件の無罪判決をはじ

全国各地の再審事件のたたかいと、再審法改正

た。そして、同月二八日、検察官による異議申立

審請求において、再審開始決定が言い渡されま

一〇二四年一〇月二三日、

福井事件の第二次再

はじめに

年・少女に対する聞き込み捜査を大規模に実施し という見込みから、被害者と交友関係のあった少 もありました。警察は、 当日は被害者である女子中学生の卒業式の日で 数の凶器を用いて殺害したという事件です。事件 そこに住んでいた女子中学生(当時一五歳)を、 福井市内の市営住宅の一室において、何者かが、 トラブルが原因となった複数犯によるリンチ殺人 この事件は、一九八六年三月一九日二一時ころ 当初、 不良グループ間 複

ŋ しかし、当初の見込みによる捜査は行き詰ま 事件発生から一年以上経過した一九八七年三

> 月二九日、 ことから、怒って殺害した、というものでした。 女子中学生に対しシンナー遊びを誘い、断られた 捕され、同年七月一三日、 検察官が主張したストーリーは、 前川彰司さん(事件当時二〇歳) が埭 殺人罪で起訴されまし 前川さんが

辺人物であり、前科前歴がある、勾留され裁判 されたものであり、その点だけをとっても信用性 約七か月も経過した一九八六年一一月ころに開始 犯人とする事件関係者らの供述は、事件発生から 抗することが難しい人ばかりでした。 であったなど、警察による供述の誘導や強要に抵 に疑問のある供述でした。しかも、事件関係者ら 裁判の過程で判明したことですが、前川さんを いずれも現役の暴力団組員だったり、その周

その間に、 して、 ました。しかし、前川さんの逮捕後、 機関は、 鑑定留置して、身体拘束期間を三か月も延ばし、 が被害者とは別人の血痕であることが判明しま 定により、 が一致するよう誘導し、 O型と同じO型血痕が発見されたことから、 に使用したとされるスカイラインから、被害者の した。にもかかわらず、検察官は、 ところが、一九八六年一二月、犯行の際の移 約四か月をかけて、 事件関係者らの供述が裏付けられたと スカイラインに付着していた〇型血痕 現場に残された二本の毛髪が前川 前川さん逮捕に踏み切り 事件関係者らの供述 前川さんを 詳細な鑑

を断念すべき事件でした。起訴しました。この捜査経過だけでも本来は起訴んの毛髪と一致したという毛髪鑑定書を作成して、

いう経過をたどりました。転有罪判決、一九九七年一一月一一日上告棄却、と一九九五年二月九日控訴審において懲役七年の逆裁判は、一九九〇年九月二六日第一審無罪判決、

控訴審判決の最大の問題は、脆弱な事件関係者犯行を結び付ける物証も自白もないことは控訴審判決自体が認めています。ところが、事件関係者らの「事件発生後、前川さんの服に血痕が付着しらの「事件発生後、前川さんの服に血痕が付着しらの「事件発生後、前川さんの服に血痕が付着しているのを見た」「前川さんの服に血痕が付着して、全体としては信用性を認めることができ」るて、全体としては信用性を認めることができ」るとして、有罪としました。

過をたどりました。

○○四年一二月一○日特別抗告棄却、という経法定、二○一三年三月六日再審開始決定の取消、五点の証拠開示、二○一年一一月三○日再審開始日に請求、二○一三年三月六日再審開始決定の取りて入

定書等について新証拠の明白性を認めましたが、義のある決定であり、弁護団が提出した法医学鑑第一次再審請求の再審開始決定は多くの点で意

ながりました。これが異議審における取消につ抱えていました。これが異議審における取消につすることを理由に信用性を否定するという弱点を事件関係者らの供述変遷を認めず、鑑定書と矛盾

な分析により明らかにしました。
ま一次再審請求を行いました。新証拠の準備を重ね、二○二二年一○月一四日、第二次再審請求を行いました。新証拠には、科学第二次再審請求を行いました。新証拠には、科学の後、第一次再審請求の終了から約八年間、

第二次再審開始決定となりました。 者一名(N男)の証人尋問が行われ、二〇二四年四 者一名(N男)の証人尋問が行われ、二〇二四年四 月に審理が終結しました。そして、冒頭に述べた とおり、再審開始決定となりました。

第二次再審開始決定の概要

今回の再審開始決定は、事件関係者供述の信用性について正面から判断し、その信用性に問題が 鑑定書は新証拠とはされませんでしたが、開始決 鑑定書は新証拠とはされませんでしたが、開始決
一下ではいて随所に鑑定書と同趣旨の言及があり、
西審開始決定が、供述心理鑑定書の内容を重視し
市審開始決定が、供述心理鑑定書の内容を重視し
市審開始決定が、
市融と
市審開始決定が、
市報的表述が、
市審開始決定が、
市報的表述が、
市報的表述

な事実を隠そうとする不公正な意図があったことまた、再審開始決定は、検察官に対し「不利益

批判しました。 せんでした。そのため、警察は、事件発生日の特 事件発生日の行動について曖昧な記憶しかありま 所為」であり、「適正手続確保の観点からして、 検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の 開示された証拠から明らかになったのです。 から一週間後の三月二六日であり三月一九日の放 件発生日だとして、事件関係者N男の供述を誘導 タジオ」のアンルイスと吉川晃司の登場場面が事 異な出来事として、テレビ番組の「夜のヒットス 過後に事情聴取や取調べを受けており、当初は、 そこで問題とされた点は、次のようなものでした。 たとされたため、 を誘導し、しかも、その誘導を裁判において隠し 機関が、誤った情報をもとに事件関係者らの供述 送内容が異なることが、第二次再審請求にお しました。ところが、実はこの放送日が事件発生 を推認されても仕方がな」く、「公益を代表する 底容認することはできない」とまで批判しました。 そもそも、事件関係者らは事件から約七か月経 裁判所は、 前述のように厳しく 捜査

ます。
て、今回の再審開始決定は意義のあるものといえて、今回の再審開始決定は意義のあるものといえ

再審無罪と再審法改正に向けて

匹

検察官の異議申立断念を受けて、第一回の三者

ます。全国からの支援をお願いいたします。は、年度内の無罪判決確定を目指して尽力してい協議が一二月一一日に行われる予定です。弁護団

罪や再審開始決定の理由となったという点で、検とその取消という経過と、開示を受けた証拠が無

また、福井事件は、無罪、逆転有罪、

再審開始

無罪判決を確定させる決意です。事件でもあります。再審法改正のためにも、必ず察官の上訴禁止と全面的証拠開示の必要性を示す

取高裁判決後の動きについて



(一) ○二四年七月三日、最高裁大法廷において、旧優生保護法を違憲と認定し、国が主法の詳細については、二〇二四年九月二五日発行決の詳細については、二〇二四年九月二五日発行法の詳細については、二〇二四年九月二五日発行法の詳細については、二〇二四年九月二日、最高裁判法が言い渡されました。最高裁判法が言い渡されませい。

を傾けたうえ、原告らを含む被害者に謝罪をしま田総理も小泉法務大臣も原告らの被害の訴えに耳泉法務大臣と原告らとの面談が行われました。岸判決後、七月一七日に岸田総理、八月二日に小

した。

小泉法務大臣に対しては、弁護団より、本件に おける法務省の格別の責任について指摘をしまし た。すなわち、国は、裁判所の釈明にも応じず、 た。すなわち、国は、裁判所の釈明にも応じず、 とて、立法当初から憲法違反である旧優生保護 とて、立法当初から憲法違反である旧優生保護 として、立法当初から憲法違反である旧優生保護 として、立法当初から憲法違反である旧優生保護 として、立法当初から憲法違反である旧優生保護 として許されないとした除斥期間の主張を行 い、原告らの手術実施の有無を不当に争い続けま い、原告らの手術実施の有無を不当に争い続けま した。これらの国の応訴態度により、訴訟が長期 した。これらの国の応訴態度により、訴訟が長期 した。これらの国の応訴態度により、訴訟が長期 した。これらの国の応訴態度により、訴訟が長期

向けて指示をする旨の発言がなされました。小泉法務大臣からは、係属中の訴訟の早期解決にられたことなど法務省の責任を指摘したところ、

総理らの早期解決の指示を受け、弁護団とこど も家庭庁において、係属訴訟の和解に向けた話し 合いが行われました。その中で、手術の有無につい て争われていた事件について、弁護団も検討してい た証拠の提出を行うことで争いがなくなり、すべ ての係属訴訟で和解することが可能な状況になり ました。そして、金額については、最高裁で勝訴し た事件にならった慰謝料の金額とした上で、補償 た事件にならった慰謝料の金額とした上で、補償

相当額が支払われることになりました。弁護士費用相当額、遅延損害金、訴え提起手数料は差額を請求出来ることが明示されました。また、

及び障害者に対する偏見差別の根絶等、 旧優生保護法による被害者の被害回復、 全国連絡会(以下「優生連」といいます)及び国は、 団・弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす 基づき、各地裁判所に国から和解の上申がださ 等のための合意書」が締結され、その後、 法問題の全面的解決に向けて、基本事項を合意し 古屋高裁で係属訴訟すべてが解決しています。 係 協議に基づき、九月一三日に「係属訴訟の和解 順次和解が成立しました。一一月一五日の名 属訴訟にかかる合意後、さらに協議を重 九月三〇日、優生保護法被害全国原告 優生保護 優生思想 合意に

合意において、旧優生保護法がもたらした偏見

けた施策の実施、②第三者機関による真相究明、この合意では、国の責任と謝罪が明確にされ、 当時検討中であった補償法に基づき、全ての被害者に対する補償を実現するため、①相談窓口の整 関知の徹底、③個別通知を含め、被害者に対し確 実に補償を届けるための施策の検討及び実施等に ついて国が全力を尽くすことが明記されました。 また、「恒久対策等」として、国が①謝罪広告 を始めとする優生保護法被害者の被害の回復に向 を始めとする優生保護法被害者の被害の回復に向

> ました。 東発防止のための調査・検証の実施、③教育、啓 再発防止のための調査・検証の実施、③教育、啓 事務防止のための調査・検証の実施、③教育、啓 再発防止のための調査・検証の実施、③教育、啓 再発防止のための調査・検証の実施、③教育、啓 の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置」として、各施策の具体化をはじめ、優 場の設置し、継 がある協議の はいいていくことが約束され ました。

意義をもつものです。
差別を根絶するため、国が様々な施策について全
法別を根絶するため、国が様々な施策について全
とは、優生保護法問題の全面的解決に向けての大
とは、優生保護法問題の全面的解決に向けての大
とは、優生保護法問題の全面的解決に向けての大
とは、優生保護法問題の全面的解決に向いて全

と思っています。

けられました。各地弁護士会で取り組まれると思す。被害者の申請のためサポート弁護士制度も設認めました。同法は来年一月一七日に施行されまにし、強制不妊手術被害者及び配偶者だけでなにし、強制不妊手術被害者及び配偶者だけでな

すべての個人が疾病や障害の有無によって分け隔 害の回復に関する決議」 基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被 被害回復のため、ご協力いただければと思います。 れた原告団、 の追求がなされます。基本合意書において約束さ 起こさないための調査・検証の実施や再発防止策 いますが、戦後最大の人権侵害事案である本件の な協議において、それらの進捗状況を点検したい てられることのない社会の実現が決意されました。 なされ、また、優生思想に基づく差別の根絶と、 った施策を推進させたことの責任を認めた謝罪が 本会議で採択されています。優生思想に基づく誤 国会決議と補償法に基づき、二度と同じ過ちを また、補償法成立に先立ち、「旧優生保護法に 弁護団、 優生連との継続的・定期的 以下、 国会決議) も両院

(基) 本合意書を締結した九月三〇日、優生連の代表者は「優生思想をのりこえて、生きるに値する人とそうではない人という分断、差別をに値する人とそうではない人という分断、差別をに値する人とそうではないという分断、差別をは、優生連や市民のみなさんと手を携え、一刻もは、優生連や市民のみなさんと手を携え、一刻もは、優生連や市民のみなさんと手を携え、一刻もは、優生連や市民のみなさんと手を携え、一刻もは、優生連では、優生連の全国が尊重される社会を目指して活動を継続したいと思います。

甲疳市職員の過労自殺についての

甲序趾殿の原告 [[]] (令和6年10月22日・確定)

大阪

松丸 正

質的に過重な業務を行ったこと等により、 の時間外勤務を行ったと認められる場合 たりおおむね一○○時間以上の時間外勤務を行っ た三か月間に一月当たりおおむね一〇〇時間以上 おむね一二〇時間以上の、 ○発症直前の一か月以上の長期間にわたって ○発症直前の連続した二か月間に一月当たりお 又は発症直前の連続し 一月当

該当するとしている 一四年三月一六日地基補第六一号〉より抜粋)」に (「精神疾病等の公務災害の認定について」〈平成

たと認められる場合

提訴前の甲府市長の意見書の内容

から投身自殺をした。自殺前の職員の勤務状況に 年(二〇二〇年)一月一七日午前五時、市役所六階 出した市長意見書においても、 ついて、甲府市長は地方公務員災害補償基金に提 甲府市の四二才の事務効率課の職員が、

場合 基金が精神疾患等の公務災害の認定を検討する 際に用いる次の三つの要件を満たすことになる。 えるような、又は発症直前の三週間におおむね ていた時間を全て時間外勤務とみなす場合には 一〇時間以上の時間外勤務を行ったと認められる ○発症直前の一か月におおむね一六○時間を超 「確認できた在庁時間の内、パソコンが稼働し

> 自殺 甲府市に賠償命令 万円、過重業務と判断 地裁判決 安全配慮義務怠る 思いくみ取った判決 父親会見市の姿勢には不満 県都の労務管理 見直し焦古

務に従事していたことを自認している 録によれば、職員が認定基準に該当する時間外勤 パソコンの稼働時間という客観的な出退勤の記

が、「正規の勤務時間以外に行った活動の状況」の ら推定)」と日々記載されている 時間を全て時間外勤務とみなす場合」としている 「組織係に係る業務と推定(パソコンの稼働状況か 「活動内容」 (業務に関する活動に限る)の欄には、 なお市長意見書では、 「パソコンが稼働していた

いては、 を業務と関わりのある活動であったと見なす理由 載がされていない状況において、所定勤務時間外 役所の組織体制を理解し、 定勤務時間外に在庁していたときの活動内容につ について」との質問に対し、 また、 被災職員が当該不安を払拭するため、 地公災支部長の「超過勤務命令簿への記 職種ごとの業務内容及 市長は「被災職員が所

パソコンによる

時間数

78:13

154:58

186:27

88 : 26 54 : 02

95:13

申告による

時間数

18:00

39:00

36:00

21:00

30:00

22:00

みなしております。」と回答している。
した業務と関わりのある活動については、業務とした業務と関わりのある活動であったとみらの活動は業務と関わりのある活動であったとみらの活動は業務と関わりのある活動であったとみなしております。」と回答している。

う余地のない当然の事案であった。 損害賠償責任は明白であり、甲府市としては争

著しい齟齬

稼働時間と超過勤務命令簿による自己申告には上簿による自己申告でなされていたため、パソコン簿しかし、職員の勤務時間の把握は超過勤務命令

の表のとおり

91:17 21:00 137:11 23:00 生じていた。 著しく齟齬が

11月 ないと被告甲 では強弁し

2019年 4月

5月

6月

7月

8月 9月

10月

訴訟では、原告代理人として、この年度に市の 務の下での常軌を逸した長時間勤務を立証すると ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに ともに、市長、総務部長らによる自己申告のみに

三 市長の服務並びに監督権限の問題

四当然の勝訴判決

勝訴判決を下している。 勝訴判決を下している。 勝訴判決を下している。 勝訴判決を下している。 勝訴判決を下している。

この判決に対し、市長は控訴することについて

事態である。 事態である。 事態である。 事態である。 事態である。 がる議案が否決され判決が確定することは異例の がる議案が否決され判決が確定することは異例の がる議案が否決され判決が確定することは異例の がる議案が否決され判決が確定することは異例の

への原告代理人の思い 体制欠如への言及がなかったこと五 判決で甲府市の勤務時間適正把握

踏み込んで、再発防止や是正の方向について示唆踏み込んで、再発防止や是正の方向について、勝訴したが殆ど触れていなかったごとについて、勝訴したものの原告代理人としての残念な思いはある。
判決はこの事件についての残念な思いはある。
やのの原告代理人としての残念な思いはある。
をのの原告代理人としての残念な思いはある。

たとの思いはないものねだりなのだろうか。 握体制への、もう一歩踏み込んだ言及が欲しかっ が、原告代理人としては、市としての勤務時間把 的に認められたことへの感謝の思いを述べていた でしての動務時間把 する役割りも求められるのではないだろうか。

った。

で、甲府市の責任は明らかな事件であり、訴訟みで、甲府市の責任は明らかな事件であり、訴訟のが、可府市の責任は明らかな事件であり、訴訟のが、可能にしろ、市長意見書で述べている事実ののた。

社会保険労務上第二スラップ事件

勝利判決

東京笹山尚人

福岡高裁宮崎支部判決による勝訴

二○二四年一○月九日、福岡高裁宮崎支部に出り、以下この事件について述べる。
□二四年一○月九日、福岡高裁宮崎支部に対して、三三○万円の損害賠償請求を行った裁判の判決が言い渡され、判決は、馬塲社労士の請求を棄却した。飯塚氏は、同年三月八日の鹿児島、水を棄却した。飯塚氏は、同年三月八日の鹿児島、大として関与し、スラップ訴訟に勝利したとの立人として関与し、スラップ訴訟に勝利したとの立人として関与し、スラップ訴訟に勝利したとの立人として関与し、スラップ訴訟に勝利したとの立め、以下この事件について述べる。

本件の概要

(1) 千葉県の福祉施設運営法人である千歳会

において、千歳会労働組合とその上部団体である千葉県医労連に対し、千歳会が不当労働行為を行い、その行為に「首都圏青年ユニオン連合会」を名乗る組織の者が荷担していると、千葉県労働委員会が不当労働行為救済命令を発した。千葉県医労連の永島書記長がこのことをSNSのフェイスブックで発信したところ、飯塚氏は、二〇二一年八月二一日、「社会保険労務士の馬塲亮治が首年八月二一日、「社会保険労務士の馬塲亮治が首年八月二一日、「社会保険労務士の馬塲亮治が首年八月二一日、「社会保険労務士の馬塲亮治が首年八月二一日、「社会保険労務士の馬塲亮治が首を対して発信した。」等とフェイスブックを発信した。

亮治が組織する「首都圏青年ユニオン連合会」は、ことに関し、同年九月八日にも、「社労士の馬場ユニオン連合会が経営者に荷担して行動している飯塚氏は、やはり千歳会において、首都圏青年

らの報酬です。」等と発信した。合ではありません。目的は労働組合潰しと法人か合ではありません。目的は労働組合潰しと法人か

し、世間の理解を得ようとしたためである。

・大きな、のないでは、馬場社労士が「首都圏青年ユニオンを分別であるとでは、馬場社労士が紹介されていること等から、労働運動の対害のための活動を主導している、同じ社会保険労務士としてこのような行動は問題であると考えた。飯塚氏は、馬場社労士が「首都圏青年ユニオンを対象が、大きないのである。

度児島地裁に提訴した事件である。 電児島地裁に提訴した事件である。 施児島地裁に提訴したとして、馬場社労士が飯 横いに関与した旨の事実を摘示した」という事実 権がに関与した目の事実を摘示した」という事実 を被告として三三〇万円の損害賠償を求めて 場に対する不当労働行為に主

当性の理論により違法性がない、と反論した。永島氏の投稿についての論評である、②形式的に、小島氏の投稿についての論評である、②形式的に、① これに対し、飯塚氏は、①自らの発信は、

福岡高裁宮崎支部判決の内容 鹿児島地裁判決、

① 鹿児島地裁判決とその理由

エ○二四年三月八日、鹿児島地裁判決は、飯塚氏の発信について、いずれも馬場社労士の主張どおりの事実の摘示があり、馬場社労士の社会的評価を低下させるものであるとした上で、公共性、公益目的の二つの要件が認められる旨及びそして公益目的の二つの要件が認められる旨及びそして公益目的の二つの要件が認められる旨及びそしての、 「馬場社労士が首都圏青年ユニオン連合会に主体的に関わっている」点は真実であると判定し、「真性、 で、公共性、 の発信について、いずれも馬場社労士の主張ど 大の発信について、いずれも馬場社労士の主張ど 大の発信について、いずれも馬場社労士の主張ど 大の発信について、いずれも馬場社労士の請求を 実性の抗弁」の成立を認め、馬場社労士の請求を 実性の抗弁」の成立を認め、馬場社労士の請求を

② 福岡高裁宮崎支部判決とその理由

されない」と主張した。

定がある。

ウ、この判断を行う根底には、以下の事実の認

た。福岡高裁宮崎支部判決は、この控訴理由を退け

イ、高裁判決は、千歳会の労働問題における事 実に関して、馬場社労士にかわって馬場社労士を 会労組に対する抗議の案文を送信して、職員から 署名をとるように指示していたこと、法人の理事 を務める者が参加していることから首都圏青年ユ ニオン連合会が労働組合法上の労働組合であるか は疑問である、と認定。

(こついて相当な理由がある、と判断した。 について相当な理由がある、と判断した。 について相当な理由がある、と判断した。 について相当な理由がある、と判断した。 について相当な理由がある、と判断した。 について相当な理由がある、と判断した。

② 馬場社労士が「首都圏青年ユニオン連合設立発起人であり、規約の作成に関与している。 ① 馬場社労士が首都圏青年ユニオン連合会の

会」について登録商標を特許庁に出願しており、

負担をもっぱら馬塲社労士が行っている。首都圏青年ユニオン連合会について、その財政的

会を設立した」と表記されている。 ・ は馬塲社労士について、「首都圏青年ユニオン連合 が、 の名を冠したWEBサイト上で

福岡高裁宮崎支部は、これらの事実から、「馬場社労士が、首都圏青年ユニオン連合会の活動に深く関わっていることは明らか」であり、「馬場社労士が、首都圏青年ユニオン連合会という労働組労士が、首都圏青年ユニオン連合会という労働組労士が、首都圏青年ユニオン連合会という労働組労士が、首都圏青年ユニオン連合会の活動に、千歳会法人の千歳会労組に対する不当労働行で、千歳会法人の千歳会労組に対する不当労働行

福岡高裁宮崎支部判決の意義四の鹿児島地裁判決、

② 事実摘示型の名誉毀損で、「真実」の抗弁を

① 名誉毀損の訴訟では、事実摘示型か論評

できるように主張するほかないと思われる。のが実感である。本件高裁判決も、論評の域を超る、などと判示している。真実性相当性を主張する、などと判示している。真実性相当性を主張する側としては、いずれに判定されたとしても対応のが実感である。この判別は意外に難しいという型の類型がある。この判別は意外に難しいという

② そして、いずれにせよ抗弁としては、「真ると判定できる部分もあると判断している。として、馬塲社労士の主張に応じて一部論評であ本件は結局のところ、事実摘示型の判定を基礎

実」との判定を下した事例である。

し合ったことが精神的にも大きかった。このあたりは、弁護団を組んで、弁護団で協議についても力を入れて立証をしていた。勝訴できるかは心配があったので、真実性相当性勝訴できるかは、

2 スラップ訴訟への勝利

たことだと考えている。
本件の意義は、スラップ訴訟に完全に勝ち切っ

馬場社労士のしていることは、つづめて言えため、労働組合を僭称した団体の存在や活動があるかのように見せかけるという従来にない新しい「組合潰し」の手法を用いて、労資関係を形成している労働組合の活動を阻害させるものである。社会保険労務士の資格を保有する者が、このような法のあるべき姿とかけ離れた行動をすることで、自らと、自らが契約している法人の利益を図る、というのがことの本質である。

動に対する萎縮効果を狙うのが、スラップ訴訟で動に対する萎縮効果を狙うのが、スラップ訴訟で訴訟という形で威迫して批判を封じ込め、労働運訴訟という形で威迫して批判を封じ込め、労働運

馬場社労士はこの手法を二回用いた。私たちが本件を「馬場亮治 特定社会保険労務士第二スラップ事件」と呼ぶのは、「首都圏青年ユニオン執行の、「当都圏南年ユニオン執行委員長ほか事件」という第一事件があるからである(労働判例一二四六号六四頁、「首都圏青年ユニオン執行委員長ほか事件」)。

鹿児島地裁判決、福岡高裁宮崎支部判決は、いた。この意味で高く評価できる。 電児島地裁判決、福岡高裁宮崎支部判決は、前がた。とりわけ、福岡高裁宮崎支部判決は、前にた。とりわけ、福岡高裁宮崎支部判決は、前

五 最後に

力のある者に対する言論は、SNSの広がりの中で、一般市民でも行いやすくはなったが、力のある者の対抗手段としてのスラップ訴訟の動きもじわじわ広がりつつある。このように訴訟を用いた形での威迫と言論弾圧には、訴訟を生業とする私たち弁護士がしっかりとはじき返していくことが求められていると思う。本件がその一つの参考例になればと願う。

員で、大山勇一、佐々木亮、中川勝之、私である。なお、本件の弁護団は、いずれも東京支部の会



1 初めに

初めまして。私は、暁法律事務所に所属しています、七六期の安藤輔と申します。月日が経つのは早いもので、入所して早くも一年が経とうとしています。現在、多くの労働事件を担当していますが、同じ事件は一つもなく、常に新しい事象と体当たりしながら、日々、仕事に取り組んでいます。

目指すこととしたか 2 どうして弁護士を

を担いたいと思うようになった出来事について、自己紹介を兼ねて、私が労働者側の労働事件

行きました。その道中で、母親に対して、「今日

実際に資料を取りに行く決意をして、

取りに

お話しできればと思います。

者は、「会社の命令だから、従うしかない」と思 者は、「会社の命令だから、従うしかない」と思 者は、「会社の命令だから、従うしかない」と思 者は、「会社の命令だから、従うしかない」と思 者は、「会社の命令だから、従うしかない」と思 が出来事だったそうです。この連絡を受けた労働 の出来事だったそうです。この連絡を受けた労働 の出来事だったそうです。この連絡を受けた労働

私はこの話を伺って、このように労働問題は現場で起きているもの、ということがよくわかりました。そして、このようなひどい状況は何とかしした。そして、このようなひどい状況は何とかしれない」とのメールをしたそうです。

近い弁護士になろうと決意しました。題を減らすことができると考え、なるべく現場にの拡大・強化に貢献できれば、このような労働問の拡大・強化に貢献できれば、このような労働問の拡大・強化に貢献できると考え、なるべく現場に張り付く

3 労働組合と弁護士

参加してきました。
参加してきました。
参加してきました。
参加してきました。

のか考えさせられる場面がありました。題に直面し、法律を活用してなんとかできないも合の要求はのむことができないと述べるなどの問団体交渉においては、特に理由もないのに、組

転に対して実行確保の措置を申立て、それが認め労働委員会では、合理的な理由のない不当な配

赦はしない態度であることが明確に理解できまし 雇などは避けられません。会社としては、 令が発出されるまで、ある程度の時間を要するの かかっている最中になされたものでした。救済命 的明らかで、かつ、別件の不当労働行為の申立が 転は組合つぶしの一環で行われていることは比較 理由で、 を引用して、結論の先取りはできないなどという られないということがありました。権威のある本 た。それでも、実行確保を得られない現状に、 ようが、組合の力をそぎ落とすことが大事で、容 つぶれればそれでよく、不当労働行為と認定され しさも感じました。 命令を待っていては、組合員に対する懲戒解 認められませんでした。しかし、 組合が この配 悔

最後に

す。よろしくお願いします いただきながら、 験豊富な諸先生、諸先輩方にご指導・ご鞭撻を まだまだ、分からないことが多い現状です。 人権活動に携われたらと思いま 経

民主主義分科会(上) PFAS分科会(右) の様子。1日目は、計

10分科会で、充実し た報告・交流が行わ

れた。

多くの皆様のご協力、ご支援をいただき、 し上げます。集会の 一四日に東京で開催されました。来場者は「 第 二一一名と盛会でした。開催にあたりまして 八回人権研究交流集会が、 一月二三日 二日間

詳細につきまして ている報告集でお知 らせいたします。 現在準備を進め

は、

2日目の全体会「平和への権利―市民が求める平和、市民が創りだす平和―」。ゲストスピーカ ーとして玉城デニー沖縄県知事 (オンライン)、笹本潤会員(国際民主法律家協会)、杉浦ひと みさん(安保法制違憲訴訟の会共同代表)、猿田佐世会員(新外交イニシアティブ代表)の3名 による報告とパネルディスカッションが行われた。司会は上野格人権集会本部事務局長。



今回とくに取り上げてご紹介したいのは

二つめは、こうしたレポートやパネルディ



ございました。 力いただいた会員の皆様、本当にありがとう 事成功裡に開催することができました。ご協 開催された第一八回人権研究交流集会を無 二〇二四年一一月二三日、二四日、東京で

様とで素晴らしい内容を共有できました。 程を通じ、二〇〇名を超える会員と市民の皆 テーマにパネルディスカッション、そして東 市民が求める平和、市民が創りだす平和」を 権問題の研究や討論が活発に行われました。 京宣言の採択をすることができました。 両日 二日目は、全体会として、「平和への権利 一日目は一〇もの各分科会による様々な人

> 事のお話 ンで報告していただいた玉城デニー沖縄県知 全体会関連で二つのこと。 一つは、ゲストスピーカーとしてオンライ

よって、パラオ、ハワイ、中国、韓国といっ 図る国際協力・貢献」という三つの拠点化に の島しょ地域等とともに持続可能な発展を る。「国際平和創造」「グローバル共創」「世界 権法の問題として問い、地域外交を進めてい 縄県は、基地の被害者の人権問題を国際人 半は、 いるのです。 た地域との連携、 しているという話がなされたあたりから。沖 感じになったのは、国連関係者を沖縄に招聘 と聞いていました。ところがです。刮目する すが、ありきたりな報告をしているのかなあ いや、本当に素晴らしい報告でした。 沖縄の現状に関する、言ってはなんで 交流を様々な観点で進めて 前

展の観点を盛り込んでいる。正直、大変感銘 ていく。その世論の中に経済交流や地球の発 を受けました。 日本とアメリカを、 国際世論の中で包囲し

> 界が目指すべき理想、まさに平和を求める思 ことでしょう。全体会の間中、 ができるとき、平和の権利は、実現していく を抑えられませんでした。 から始まる全四七箇条の条文は、日本と世 意書へのオマージュにあふれ、格調高い前文 への権利・東京宣言」です。青法協の設立趣 会、憲法委員会メンバーによる労作、 スカッションを受けて採択された、実行委員 「実現せよ!」と日本や世界の政府に迫ること いにあふれている。この思いが、権利として、 胸が高鳴るの

発展させ、東京宣言の実現のための取り組み 現しようと青法協を設立して七○年。 を進めていきましょう。 なこの時代ですが、創立者たちの思いを継承 私たちの先輩が、日本国憲法の理想を実 困難

(青法協弁学合同部会議長 笹山尚人

※当日採択した宣言はホーム ページをご参照ください。



〈「虎に翼」私の感想〉

当が難いだ家制度の

啓子 太田 神奈川

はありません」と押し切り、 に書いたものです。悪いことが書かれているはず 立つ」と渋るのをGHQが「この条項は、この日本 持つ土壌はない。日本女性には適さない条文が目 との折衝で「日本には、 内部でだいぶ削られ、それでも日本政府がGHQ 呼ばれる先見的な条文を書き上げ、それがGHQ で差別的な家族法制から解放すべくベアテ草案と 憲法を調べて参照しながら、日本の女性を封建的 国憲法草案にかかわることとなり、当時の各国の 日本女性の立場や気持ちを考えながら、一心不乱 で育って、日本をよく知っているミス・シロタが ベアテが、予想外の事態が重なった経過で日本 女性が男性と同じ権利を 憲法二四条が誕生し

子が司法試験に合格した翌年までベアテは日本で ドラマのスタートのあの時期、ベアテは九歳。 九三九年までの少女時代を乃木坂の家で過ごし ベアテ・シロタ・ゴードンは一九二三年に生まれ 司法科に合格し、一九四〇年に弁護士となった。 上の一九一四年生まれで、一九三八年に高等試験 東京に生きていた。三淵嘉子はベアテより九歳年 テ・シロタ・ゴードンと三淵嘉子は、 過ごし、同じ時代の日本社会の空気を吸っていた。 た。「虎に翼」で寅子がお見合いを嫌がっていた、 九二九年に父の仕事の関係で来日し、その後 性の権利を書き込んだことで知られるベア 本国憲法GHQ草案の作成に参加し、 同じ時代の 女 た。 る人ならよく知ったドラマチックな経緯だ。 んだりベアテのドキュメンタリーを見たことがあ

端折りすぎで、そこにも当時の人々の奮闘があっ は廃止されることとなった」というのはあまりに たことが、「虎に翼」に描かれていた。 った。「憲法二四条ができたことで、民法の家制度 「憲法改正草案要綱」の政府案が発表されたのは て、不勉強ながら私は十分認識していなか

かし、更にその後の民法改正の経緯につい

条の結果、戸主を中心とする家族制度というもの から、 の政府の方針が答弁されていたのである。 実は六月の衆議院の憲法審議においては、 出された。そして、ドラマには出てこなかったが 司法省官僚だった寅子が関わっていたものだった。 はなくなる」と司法大臣から明言されるに至った 法ができても家の制度は廃止する必要はない」旨 も好きな場面である (※2)。この臨時法制調査会の議論こそが、当時 「虎に翼」の四七~五○回あたりで、ここは私が最 一九四六年三月六日で、六月二〇日に衆議院に提 臨時法制調査会における民法改正の議論など 九月の貴族院審議においては、「憲法二四

家制度廃止に反対し「君たちは日本を破滅させる 「虎に翼」では、保守的な学者である神保教授が

だいぶ端折ったが、ベアテの自伝 (※1) を読

ても好きな場面だが書き始めると長くなるので割 ッ」から脱却したというくだりも圧巻だった。と と的外れでパターナリスティックな言葉を聞いて しまって悪かった、家庭教師の道を紹介しよう」 に謳う穂高教授の「私が君を法の道に引きこんで ンッ」と萎縮していた寅子が、差別解消を高らか 応酬する場面があった。そして、当時はまだ「ス Qが、いや国民が納得しない」「憲法で平等をうた き」と述べ、隣に座った穂高教授が「それではGH 気かな?」「GHQには家制度廃止を撤回させるべ 「はて?」と自分を取り戻していき、完全に「スン 家制度は廃止するしかないでしょう」と

の委員にまでくいこんだ女性達である。この委員 権もなかった時代に奮戦して、政府の法制調査会 法律上二級市民と位置づけられ、選挙権も被選挙 達の名前を書いているだけで泣けてきてしまう。 村岡花子、河崎なつの三名だ。こうしてこの女件 をみると、「官庁関係」「学会」「新聞界」などと並 は史実だった。臨時法制調査会の委員名簿の内訳 も性差別があってはならないと闘った人がいたの ものはフィクションだ。しかし現実に、家庭内に んで「婦人界 三人」とある(※3)。 久布白落実、 寅 |子が挙手し「個人の尊厳を失うことで守ら れても大きなお世話」と喝破した場面その

> 息をのんだ」と述べていた(※4)。 として、スックと立ち上がったような思いがして、 で、「女性が家の鎖から解き放たれ、自由な人間 て強く主張した。三淵嘉子は、新民法草案を読ん 実の女性たちの生活を踏まえ、女性たちを代弁 たちが、家制度を廃止すべきだということを、 現

ッドのリレーのようなものだったと思う。 性もいて、家制度の廃止が実現した。シスターフ 女性達がいて、我妻栄のようにこれに賛同する男 して自分が得たポジションを最大限使おうとし 暴に耐え忍ばざるを得ない妻達を知っていた。そ て、憲法に女性の権利を書き込んだ。 それだけでも家制度の廃止は当然ではなかった 憲法の条文もてこに、法制調査会で奮闘した ▶ アテは、「虎に翼」の、よねのような身売り される農家の娘や、梅子のような、夫の横

をここに映したのは、ベアテへのオマージュでは 採用してくれと直談判しにいく場面である。近く 済的責任が重くなった寅子が、司法省に、自分を 登場している。一九四七年三月、家族を支える経 四五話に、おそらくベアテと思われる白人女性が にいただけだが、あえてスーツ姿の若い白人女性 | 淵嘉子とベアテにはおそらくは実際には面 識はなかったようだ。しかし、「虎に翼」の

したものだ。 ち場で、声をあげて闘った人達がいたために実現 念であると謳う条文である。憲法二四条が今の内 容で成立したことも、戦後の民法が、妥協を内包 しながらも家督相続や戸主制度から訣別したこと 決して当然のことではなく、当時、 言葉を掲げ個人の尊重こそが中核的な理 法二四条は、一三条とともに「個人」という 自分の持

と多くの人を鼓舞したと思う。 のメッセージは熱く、そのバトンを自分も繋ごう 繋げることもあるから。というドラマの正面から であっても、後で誰かがそのバトンを拾って次に る力を使ってできることをしよう、それが不十分 それぞれのいる場所でその時に自分が持ってい

% 『一九四五年のクリスマス』(朝日文庫

 $\frac{*}{2}$ 国立公文書館ウェブサイト

saiken/shousai/2_20_21_22.html?num=20 https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/

 $\frac{*}{3}$ 国立国会図書館ウェブサイト

002_13a/002_13atx.htm https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05

 $\frac{3}{4}$ 『三淵嘉子と家庭裁判所』(清永聡 『家庭裁判所物語』 日本評論社 日本評論社



成しました。 法律家協会七○周年記念集会の報告集が完 〇二四年四月五日に東京で開催した、 青年

作成することにしました。必然、報告集としては、 員からの報告は、可能な限り再現する形のものを 護士の講演、パネルディスカッション、 構成されていました。しかし、今回は、 要を写真や客観的なデータなどで報告する内容で 圧倒的にボリュームのあるものになりました。 従来、こうした記念集会の報告集は、 当日 各地の会 内藤功弁 この概

講演、 沼の憲法九条関連裁判の弁護団で実働されました。 司法修習六期の大先輩。そして、砂川・恵庭・長 内容が素晴らしく、多くの方に概要だけではなく、 内藤功弁護士は、会員の皆様ご承知のとおり、 こうした体裁としたのは、ひとえにこの集会の 議論の内容を詳しく伝えたいという考え方

> はおられないと思います。 まさに平和的生存権の語り部としてこれ以上の方

され、 裁判がどのような闘争であったのかを詳しくお話 ものであったのか、 しいただきました。 内藤弁護士には、 参加された青法協創立の原点がどのような 、内藤弁護士が登録直後に創立 内藤弁護士が参加された九条

なく、むしろアメリカの戦争に我が国を巻き込む メリカと進める日米同盟関係、その最先端の行動 の統合化。これは、 である安保三文書とその具体化として進む我が国 本質について迫るものでした。パネリストの皆さ んの発言を通じ、日米安保条約のもと、日本がア)自衛隊の強靱化の動きとアメリカとの軍事行動 白充会員によって、「日米安保法制」の実情 、ネルディスカッションは、 迎えし、清末愛砂青法協議長、中谷雄二会 我が国の安全を守るものでは 孫崎享さんをお

> ものであることを明らかにするものでした。 憲法の実現のために創意工夫をもって取り組みを 七名の会員の報告は、 全国各地の会員が日本国

進めていることがよくわかるものでした。

知ってもらいたい。 けのものにするのはもったいない。参加できなか った会員のみなさんにも、また、多くの市民にも これほど充実した集まりを、当日参加した人だ

します。 そこで会員のみなさまには以下のとおりお願 この報告集は、そんな思いで作成したものです。

まずよくご自身でお読みください。

1

2 この報告集を周囲の弁護士、 めしてください。 市民の方にお勧

3

よろしくお願いします!

会などを企画してください。 70周年報告集 ダウンロードURL

青年法律家協会弁学合同部会◎二○二四年度第三回常任委員会◎決議

日本政府に対し、 日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞を歓迎するとともに、 核兵器禁止条約の批准及び被爆者に対する国家補償を

日本被団協のノーベル平和賞受賞

求める決議

二〇二四年一〇月一一日、日本原水爆被害者団体協 二〇二四年一〇月一一日、日本原水爆被害者団体協 談会 (日本被団協) がノーベル平和賞を受賞した。 ノルウェー・ノーベル委員会は、被爆者からなる日 を重ね、被爆者の証言を通じて核兵器を決して使用し を重ね、被爆者の証言を通じて核兵器を決して使用してはならないという「核のタブー」の規範確立に大きく 貢献したと賞賛している。被爆者の「体験をとおして 人類の危機を救おうという決意」(一九五六年八月一〇 日結成宣言) に基づく日本被団協の運動が、国際社会 において高く評価されたといえる。

す運動に対して、最大限の敬意を表する。り歓迎するとともに、日本被団協や被爆者の方々による長年にわたる核兵器も戦争もない世界の実現を目指る長年にわたる核兵器も戦争もない世界の実現を目指

第三回締約国会議への参加を求める核兵器禁止条約の批准及び

「日本被団協は、二○一七年にノーベル平和賞を受賞 と貢献してきた。

用・保有を全般的に禁止している核禁条約は、日本被 根禁条約の前文には、締約国は「被爆者hibak し、核兵器廃絶のために「被爆者が行っている努力」を し、核兵器廃絶のために「被爆者が行っている努力」を 強調されている。日本被団協は、世界に先立って、核 兵器廃絶を唱えてきた。極限的な自衛状況における 技兵器の威嚇・使用の違法性の判断を回避した国際司 法裁判所の勧告的意見よりも踏み込んで、核兵器の は、 は禁条約の前文には、締約国は「被爆者 hibak

日本は被爆国であるにもかかわらず、核禁条約に署名しておらず、締約国会議へのオブザーバー参加すらしていない。日本政府はその理由として、アメリカのしていない。日本政府はその理由として、アメリカの核の傘にあること、核保有国と非保有国の分断を招くことを挙げている。しかし、NATO加盟国のノルウェーや、アメリカと核共有をしているドイツ、オランダ、ベルギーですら締約国会議にオブザーバー参加しており、日本政府の言い分は破綻している。

バー参加を検討すると述べた。団協のノーベル平和賞受賞を受け、会議へのオブザー団協のノーベル平和賞受賞を受け、会議へのオブザー締約国会議が予定されている。石破茂首相は、日本被統約国会議が予定されている。

准することを求める。 国会議への参加を求めるとともに、速やかに条約を批当部会は、日本政府に対し、核禁条約の第三回締約

被爆者への国家補償を求める

弾被爆者に対する援護に関する法律」でも維持されて 題懇談会」の「意見」で示され、一九九四年の「原子爆 難いものとしている。これは、「原爆被爆者対策基本問 らないというこの受忍論は、憲法一三条、 いる戦争被害受忍論を否定するものである。 維持してきた、民間人の戦争被害は特別の犠牲にあた 日本の政府及び司法が、被爆を含む戦後補償問題で 核禁条約は、被爆の苦しみは被爆者にとって容認し 一四条、二九

の責任を認め、国家補償に応じるように強く求める。 施を長年求めてきたことに応えて、被爆に対する国家 年に「原爆被害者の基本要求」を策定し政府にその実 当部会は、日本政府に対し、日本被団協が一九八四 条等に反する。

今後の日程

ユーバ危機以来、「核のタブー」が最も揺らいでいる状 ザ侵攻において核兵器の使用が示唆される現在は、

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルによるガ

核兵器のない世界をめざして

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

果たさなければならない。

止し、核兵器を廃絶するという人類にとっての課題を にわたってもたらす核兵器の使用・威嚇を絶対的に禁 植物の生命、

地球環境も巻き込んで甚大な被害を長期

このような状況であるからこそ、人命のみならず動

2025年3月14日(金)~15日(土)山 【第56回定時総会】

2025年6月28日(土)~29日(日)神奈川

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、 本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】1月23日(木)16時~ 【修習生委員会】1月15日(水)10時半~ する。 るための活動を行うように求めることを、ここに決議 際社会が核兵器廃絶及び被爆者への補償・支援を進め 核禁条約を批准して核兵器廃絶に取り組み、かつ、国

当部会は、日本被団協、

被爆者と連帯して、日本が

一〇二四年 一月二四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会 П 常 任 委 員

会

編集後記

た。あいにく参加できな 富んだ紙面となりまし かった人権研究交流集会 ▼本号もバラエティに

についての詳細な報告は

自身できることはしたいと思います。 景」はどうなるか、 す。▼次回私が編集後記を担当するのは参議 も限らず、国民投票となったら怖いところで はやや後退したとはいえ、またいつ強まると よく分かりませんが、それ相応の影響は間違 が、SNSの影響が報じられました。実際は めさせたいです。▼総選挙も知事選もです 事費増額は賛成の野党もあるようですが、や 力・補完勢力によってつぶされそうです。軍 え、やはり声を上げていかないと、抵抗勢 投票した選挙のほか、知事選もありました。 深く、早く読みたいです。▼この間、 後日とのこと。全体会・分科会いずれも興味 院選挙終了後ですが、国会の「かつてない光 いないようです。明文改憲の動きは現時点で たちの要求実現の可能性が高まったとは ▼総選挙の結果、与党過半数割れにより、私 ワクワクするように自分 自身が